

## 平成29年6月末における少年非行等の概況

生活安全部

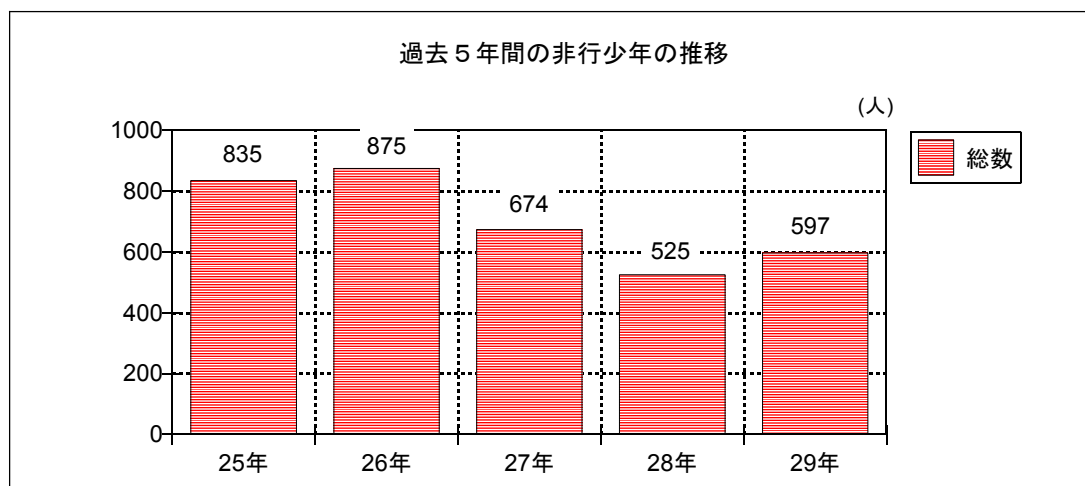
### ◎ 非行少年等の状況

非行少年は597人で、前年同期比72人(13.7%)増加した。刑法犯少年は528人で81人(18.1%)増加、特別法犯少年は69人で9人(11.5%)減少、ぐ犯少年が0人で増減なしであった。

不良行為少年は5,590人で、前年同期比114人(2.0%)減少した。

		非 行 少 年							不 良 行 為 少 年
		刑 法 犯				特 別 法 犯			
		犯 罪 少 年	触 法 少 年	犯 罪 少 年	触 法 少 年	ぐ 犯 少 年			
総 数	29年	597	528	342	186	69	69		5,590
	28年	525	447	288	159	78	72	6	5,704
	増減 (%)	72 (13.7)	81 (18.1)	54 (18.8)	27 (17.0)	-9 (-11.5)	-3 (-4.2)	-6 (-100.0)	-114 (-2.0)
うち 女 子	29年	112	95	46	49	17	17		1,545
	28年	100	80	44	36	20	20		1,444
	増減 (%)	12 (12.0)	15 (18.8)	2 (4.5)	13 (36.1)	-3 (-15.0)	-3 (-15.0)		101 (7.0)

- ※ 犯罪少年とは… 罪を犯した14歳以上20歳未満の少年  
 触法少年とは… 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年  
 ぐ犯少年とは… その行動や性格、環境等から将来何らかの罪を犯すおそれのある少年  
 非行少年とは… 犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいう  
 不良行為少年とは… 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年  
 刑法犯・特別法犯とは… 刑法に定める罪、特別法の罪条に触れる行為を犯したことをいう



### ○ 刑法犯検挙・補導状況(罪種別)

罪種別では、窃盗犯が全体の65.7%(347人)を占め、このうち手口別では、万引きが78.1%(271人)と最も高い割合を占めている。

	総 数							
	凶悪犯	粗暴犯	窃 盗 犯		知能犯	風俗犯	その他の 刑法犯	
			うち 万引き					
29年	528	8	63	347	271	4	13	93
28年	447	5	62	272	191	2	18	88
増減 (%)	81 (18.1)	3 (60.0)	1 (1.6)	75 (27.6)	80 (41.9)	2 (100.0)	-5 (-27.8)	5 (5.7)

○ 刑法犯検挙・補導状況（学職別）

学職別では、中学生が全体の27.7%（146人）、高校生が24.1%（127人）を占めた。

	総 数							
	未就学	児童・生徒・学生					有職少年	無職少年
		小学生	中学生	高校生	その他学生			
29年	528	430	124	146	127	33	62	36
28年	447	359	79	132	124	24	51	37
増減 (%)	81 (18.1)	71 (19.8)	45 (57.0)	14 (10.6)	3 (2.4)	9 (37.5)	11 (21.6)	-1 (-2.7)

○ 特別法犯検挙・補導状況（法令別）

特別法犯少年は69人で、前年同期比9人（11.5%）減少した。

	総 数									
	軽犯罪法	児童買春・児童ポルノ禁止法	道育成条例	覚せい剤取締法	大麻取締法	風俗営業適正化法	売春防止法	不正アクセス禁止法	その他の特別法	
29年	69	2	22	6	1	1	1	9	4	23
28年	78	2	36	7	3	1	2	4	5	18
増減 (%)	-9 (-11.5)	0	-14 (-38.9)	-1 (-14.3)	-2 (-66.7)	0	-1 (-50.0)	5 (125.0)	-1 (-20.0)	5 (27.8)

○ 薬物乱用少年

薬物乱用少年は2人で、前年同期比2人（50.0%）減少した。

	総 数							
	未就学	児童・生徒・学生					有職少年	無職少年
		小学生	中学生	高校生	その他学生			
29年	2						1	1
28年	4	1				1	1	2
増減 (%)	-2 (-50.0)	-1 (-100.0)				-1 (-100.0)	0	-1 (-50.0)

※薬物乱用少年とは… 大麻や覚醒剤、麻薬等を所持するなどして大麻取締法、覚せい剤取締法、麻薬及び向精神薬取締法、毒劇物取締法違反で検挙又は補導された少年

◎ 少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）の状況

福祉犯の検挙人員は157人で、前年同期比33人（26.6%）増加した。

福祉犯の被害少年は106人で、このうち児童・生徒・学生が90人で全体の84.9%を占めた。

コミュニティサイト等（出会い系サイトとコミュニティサイト）の利用に起因する福祉犯の被害少年は52人で、前年同期比22人（73.3%）増加した。

※ここでの「コミュニティサイト」とは、SNS、プロフィールサイト、ゲームサイト等、ウェブサイト内で複数人とコミュニケーションがとれるウェブサイトのうち、出会い系サイトを除いたものの総称であり、統計上、無料通話アプリも含む。

○ 福祉犯の検挙人員

	総 数						
	児童福祉法	児童買春・児童ポルノ禁止法	道育成条例	風俗営業適正化法	売春防止法	その他	
29年	157	11	70	64	6	1	5
28年	124	7	60	41	10		6
増減 (%)	33 (26.6)	4 (57.1)	10 (16.7)	23 (56.1)	-4 (-40.0)	1	-1 (-16.7)

